

自動継続変動金利定期預金規定 複利型

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の基準によって算出した利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときはその定めによるものとします。
この預金の継続後の利率は、別途に連絡します。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

- この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2.および3.(1)において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に、その日における当行所定の基準によって算出した利率に変更するものとします。この当行所定の基準は満期日まで変更しません。
- ただし、この預金の変更後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- この預金の変更後の利率は、別途に連絡します。

3 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1.(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当行に提出してください。

以 上